



ご存じですか？ 相続登記の申請が義務化に！！

不動産に関するルールが大きく変わります。

令和6年4月1日から

相続登記の申請義務化と相続土地国庫帰属制度について、
わかりやすく説明します。

※不動産登記制度の見直し(相続登記の申請の義務化／相続人申告登記の新設／

DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例 他)

※相続土地国庫帰属制度の創設(相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、

法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度)

※民法のルールの見直し(土地・建物に特化した財産管理制度の創設／共有制度の見直し／

遺産分割に関する新たなルールの導入／相隣関係の見直し)

正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

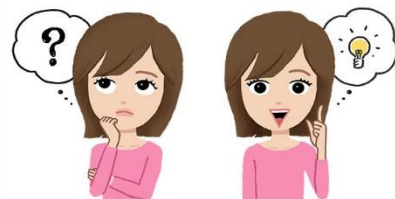
【日 時】 令和5年12月1日(金)午後1時30分から3時00分

【場 所】 東海市立商工センター 3階 中会議室

【定 員】 30名(定員になり次第締め切ります)

【参加費】 無料

【講 師】 名古屋法務局半田支局 清水 博美 氏



【申込み】 令和5年11月1日(水)から

東海市立商工センター ☎0562-33-7772へ